

いなべ市いじめ防止基本方針

平成 26 年 9 月 16 日
いなべ市

目次

はじめに	3
1 本方針の内容	3
2 いじめの防止等のための対策の基本的な方向	4
(1) いじめ防止対策推進法制定の意義	4
(2) いじめの防止等の対策に関する基本理念	4
(3) いじめの定義	5
(4) いじめへの対応	5
(5) いじめの理解	6
(6) いじめの防止等に関する基本的な考え方	6
ア いじめの防止	6
イ いじめの早期発見	7
ウ いじめへの対処	7
エ 地域や家庭との連携	7
オ 関係機関との連携	8
カ 日常の点検と評価	8
3 いなべ市が実施するいじめの防止等に関する施策	8
(1) いなべ市いじめ問題対策連絡協議会の設置	8
(2) いなべ市教育委員会の附属機関の設置	8
(3) いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備	9
(4) いじめの未然防止のための方策	9
(5) いじめの早期発見及びいじめへの対処のための方策	10
4 いなべ市立学校が実施するいじめの防止等に関する施策	11
(1) 学校いじめ防止基本方針の策定	11
(2) いじめ問題対策校内委員会の設置	11
(3) 学校におけるいじめの防止等に関する措置	12
ア いじめの防止	12
イ いじめの早期発見	12
ウ いじめに対する措置	13
5 重大事態への対処	13
(1) 重大事態とは	13
(2) 報告（第1報）	13
(3) 調査の組織	13
(4) 調査	14
ア いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合	14
イ いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合	14
ウ 児童生徒の自殺という事態が起こった場合	14
(5) 調査結果の提供及び報告	15
(6) 再調査	15
6 三重県教育委員会との連携及び支援要請	15
(1) いじめの未然防止、早期発見、いじめへの対処	15
(2) 重大事態への対応	16
7 その他重要事項	16

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、決して許されるものではない。

いじめは、どの子どもにも、どの学校においても起こりうるものであること、また、だれもが被害者にも加害者にもなりうるものであることを十分に認識する必要がある。

いじめを生まないためには、社会全体で児童生徒一人ひとりが、人として大切にされているという実感をもてる環境づくりに取り組むことで、自己肯定感を高め、児童生徒に自他の人権を守るために行動できる力を育むことが重要である。

また、日頃から学校教育全体を通じて、児童生徒の豊かな心を育み、人間としての生き方の自覚を促し、道徳性を育成するとともに、自らが規範を守り行動するという自律性を育むことにより、児童生徒の将来における自己実現を可能にするための力を育成していくことが重要である。

いじめへの基本的な対応としては、いじめの未然防止、早期発見及び早期対応が重要であり、そのためには、学校が地域に開かれ、多くの人たちが学校に関与していくとともに、学校、家庭及び地域が一体となって子どもたちを見守りながら、いじめの兆候を早期に発見し、速やかに対処することが大切である。

いなべ市では、平成24年7月20日付けの三重県知事・三重県教育委員長連名による「かけがえのない命！いじめを絶対許さない緊急アピール」を受け、かけがえのない子どもたちの命を守るために、「いじめは絶対に許さない」という覚悟をもって、積極的に行動することを児童生徒及び保護者に訴えた。その後は、いじめに関するアンケート等によるいじめの早期発見や早期対応のための学校体制の見直し、未然防止に関わる手立ての確立など、いじめの問題の解決に向けて取り組んできた。

いなべ市いじめ防止基本方針（以下「本方針」という。）は、平成25年9月28日に施行された「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）第12条に基づき、国の「いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」（以下「国の基本方針」という。）を参酌し、いじめの未然防止、早期発見、いじめへの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

1 本方針の内容

本方針は、国の基本方針により、いじめ防止対策推進法制定の意義、基本理念、いじめ防止の基本的な考え方等を示すとともに、いなべ市が実施すべき施策や重大事態への対処等に関する具体的な内容を示すものである。（法第12条）

本方針の実現のためには、今まで以上に児童生徒の立場に立ったいじめの未然防止、早期発見及び早期対応について、学校、家庭及び地域が一体となった取組が継続されるとともに、犯罪行為として取り扱われるべきものと認

められる場合や児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような場合には、警察と連携した取組が必要である。

2 いじめの防止等のための対策の基本的な方向(国の基本方針から)

(1) いじめ防止対策推進法制定の意義

いじめの問題への対応は学校における最重要課題の1つであり、個々の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが必要である。また、関係機関や地域の力を積極的に取り込むことが必要であり、これまでも、国や各地域、学校において、様々な取組が行われてきた。

しかし、いまだ、いじめを背景として、児童生徒の生命や心身に重大な危険が生じる事案が発生している。

大人社会のパワーハラスメントやセクシュアルハラスメントなどといった社会問題も、いじめと同じ土壌で起こる。いじめの問題への対応能力は、我が国の教育力と国民の成熟度の指標である。子どもが接するメディアやインターネットを含め、他人の弱みを笑いものにしたり、暴力を肯定していると受け取られるような行為を許容したり、異質な他者を差別したりといった大人の振る舞いが、子どもに影響を与えるという指摘もある。

いじめから一人でも多くの子どもの命を救うためには、学校や地域の人々など子どもを見守っている大人一人ひとりが、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならない。いじめの問題は、心豊かで安全で安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する最重要の課題である。このように、社会総がかりでいじめの問題に対峙するため、基本的な理念や体制を整備することが必要であり、平成25年6月28日に、「いじめ防止対策推進法」が成立した。

(2) いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

(3) いじめの定義

法第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者がいないときは、未成年後見人）をいう。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校、学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）等、当該児童生徒との何らかの人的関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品を要求されたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

(4) いじめへの対応

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かは、表面的及び形式的に判断することなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察する等して確認する必要がある。

ただし、このことは、いじめられた児童生徒の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめられた児童生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではない。

原因がはっきりしているようなけんかは除かれるが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童生徒の感じる被害感情に着目した見極めが必要である。

なお、例えばインターネット上で悪口を書かれた児童生徒において、当該児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については、法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

加えて、いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。具体的には、好意から行った行為が、意図せずに相手側の児童生徒に心身

の苦痛を感じさせてしまったような場合については、学校は、行為を行った児童生徒に悪意はなかったことを十分考慮した上で対応する必要がある。

以上のことから、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行うものとする。

いじめの多様な態様とは具体的に、以下のようなものがある。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団で無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品を要求される。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきものと認められ、早期に警察に相談することが必要な場合、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような直ちに警察に通報することが必要な場合が含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向を配慮した上で、早期に警察に相談又は通報し、警察と連携した対応をとることが必要である。

(5) いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、仲間はずれ、無視及び陰口等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせうる。

国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査の結果によれば、暴力を伴わないいじめ（仲間はずれ、無視及び陰口）について、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で、被害経験を全く持たなかった児童生徒は1割程度、加害経験を全く持たなかった児童生徒も1割程度であり、多くの児童生徒が入れ替わり被害及び加害を経験している。

加えて、いじめの加害者及び被害者という当事者としての立場だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。

(6) いじめの防止等に関する基本的な考え方

ア いじめの防止

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、

より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止への意識を身に付けさせることが重要であり、全ての児童生徒をいじめに向かわせることなく、心の通う人間関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

このため、学校の教育活動全体を通じて、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要である。加えて、全ての児童生徒が安心でき、自己肯定感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。

また、これらに加え、いじめの問題への取組の重要性について市民全体に認識を広め、地域と家庭が一体となって取組を推進するための普及啓発が必要である。

イ いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処が前提であり、全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。

いじめの早期発見のため、学校や教育委員会は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域と家庭が連携して児童生徒を見守ることが必要である。

ウ いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。また、家庭や教育委員会への連絡及び相談や、事案に応じて関係機関との連携が必要である。

このため、教職員は平素から、いじめを把握した場合の対処の在り方について理解を深めておくことが必要であり、また、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備が必要である。

エ 地域や家庭との連携

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域及び家庭との連携が必要である。例えばPTAや地域の関係団体

等と学校関係者が、いじめの問題について協議する機会を設けたり、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）又は学校評議委員会を活用したりするなど、いじめの問題について地域及び家庭と連携した対策を推進することが必要である。

また、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域及び家庭が組織的に連携及び協働する体制を構築する。

オ 関係機関との連携

いじめの問題への対応においては、学校や教育委員会において、いじめの児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合には、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局、市の機関等）との適切な連携が必要であり、警察や児童相談所等との適切な連携を図るため、平素から、学校や教育委員会と関係機関の担当者間の意見交換や連絡会議の開催等、情報共有体制を構築しておくことが必要である。

例えば、教育相談の実施に当たり必要に応じて、医療機関等の専門機関との連携を図ったり、法務局や学校以外の相談窓口についても児童生徒へ適切に周知したりする等、学校や教育委員会が、関係機関による取組と連携をすることも重要である。

カ 日常の点検と評価

学校におけるいじめの問題の取組については、指導体制、問題行動への対応、家庭、地域、関係機関等との連携及び協働等、様々な観点から各学校の実態に応じて、教育活動全体に係る日常の点検及び評価を通して現状の課題を把握することが必要である。

そのため、学校は自己評価や学校関係者評価を計画的に行い、児童生徒や保護者、関係機関等の意見や評価を十分に取り入れて、学習指導や生徒指導等の在り方の工夫改善に取り組むものとする。

3 いなべ市が実施するいじめの防止等に関する施策

(1) いなべ市いじめ問題対策連絡協議会の設置

いじめの防止等に関係する機関及び団体が、いじめ防止対策において連携が図れるよう、それぞれの取組についての情報交換等を行うため、法の趣旨を踏まえ、「いなべ市いじめ問題対策連絡協議会」を設置する。（法第14条第1項）

構成は、いなべ市校長会、いなべ市教頭会、いなべ市教育委員会、いなべ市健康こども部、いなべ市福祉事務所、いなべ警察署、津地方法務局桑名支局、教職員代表者及び学識経験者等とする。

(2) いなべ市教育委員会の附属機関の設置

本方針に基づきいなべ市立学校におけるいじめ防止等のための対策を実効的に行うため、いなべ市教育委員会に「いなべ市いじめ問題対策審議会」

を設置する。（法第14条第3項）

「いなべ市いじめ問題対策審議会」の所管事項は、以下のとおりとする。

○いじめの問題に対する効果的な取組等に関して、教育委員会の諮問を受け、本方針に基づきいじめの防止等のための調査研究を行う。

○学校におけるいじめの事案について、教育委員会が学校からいじめの報告を受け、自ら調査を行う場合は、必要に応じて附属機関が調査を行う。（法第24条）

○学校における重大事態に係る調査を教育委員会が行う場合は、当該組織が調査を行う。（法第28条）

○その他教育委員会が必要と認める事項について審議する。

構成については、法律、医療、心理、福祉又は教育に関する専門的な知識及び経験を有する第三者等の参加を図り、公平性及び中立性が確保されるよう努める。

(3) いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備

いじめの問題に悩む児童生徒や保護者等が、いつでも「教育相談」（いなべ市教育研究所）又は「いなべ市命の相談電話」（人権福祉課）に相談できるよう体制の充実を図る。

また、「こどもほっとダイヤル」、「少年相談110番」、「少年サポートセンター」、「子どもの人権110番」、「チャイルドラインMIE」等の相談機関について周知を図るとともに、県内の様々な相談機関と連携及び協力を図る。

(4) いじめの未然防止のための方策

児童生徒の社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育み、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うため、人権教育、道徳教育、特別活動、体験活動等の充実を図るとともに、コミュニケーション能力、読解力、思考力、判断力、表現力等を育むため、読書活動や対話、創作、表現活動等を取り入れた教育活動の充実を図る。

特に特別活動は、生徒指導の中核的な時間であり、一人ひとりの児童生徒の健全な成長を促し、児童生徒自ら現在及び将来における自己実現を図っていくための自己指導能力の育成を目指す上で最も関わりの深い教育活動である。特別活動では、よりよい人間関係を築く力と問題解決能力の育成を目指しており、いじめにつながるようなトラブルなどに対しても、教職員の適切な指導の下に、児童生徒自らが進んで解決しようとする動きが、結果としていじめの未然防止につながる。

これらの認識のもと、教職員のいじめの防止等に関する理解を深め、いじめの問題に対してその実態に応じた適切な対処ができるなどの資質や能力の向上のために、研修の充実を図る。

さらに、保護者や市民に対して、広くいじめの問題やその取組についての理解と協力を得るため、各校で取り組まれている学校関係者評価委員会等を活用した開かれた学校づくりの推進や、広報啓発の充実を図る。

以上のことについて、主な具体的な取組は以下のとおりとする。

○指導主事の訪問等及び学校の教育活動全体を通じて、人間としての在

- り方生き方に関する教育の充実を図る方策について助言する。
- 児童生徒の問題解決能力を育む学級集団づくりの推進及び調査研究を行う。
 - 郡市生徒指導連絡協議会等、生徒指導担当者の会議において、いじめの問題に対する指導・助言や情報交換等を行う。
 - 様々な機会を利用して、いじめの問題に対する対応や未然防止の取組について共通理解を図る。
 - 教職員の指導力向上を目指した研修の充実を図る。
 - ・生徒指導担当者講習会の開催
 - ・いじめの問題を解決するための教職員用リーフレットや指導資料等を活用した、学校における研修会の開催
 - いじめ防止月間の取組として、いじめ防止キャンペーン等を実施し、保護者啓発リーフレットを配布するとともに、講演会等を開催する。
 - 保護者との意見交換会を開催し、いじめの問題に対する取組について理解と協力を求める。
 - インターネット上のいじめに対する理解等を深めるため、保護者や教職員を対象にしたインターネット啓発講座を実施する。
 - 少年健全育成連絡会の活動を充実させ、児童生徒の問題行動の未然防止に努める。

(5) いじめの早期発見及びいじめへの対処のための方策

いじめを許さない学校づくりを進めるとともに、児童生徒の小さなサインを見逃さず、日頃から児童生徒の理解に努め、アンケート調査に加え面談等を実施するなど、多面的な情報を収集することにより、的確な対応が行われるよう生徒指導体制の充実を図る。

いなべ市内の学校においては、年間2回（5月及び11月）のよりよい学校生活と友達づくりのためのアンケート（Q U調査）と9月のいじめアンケートを中心に年間3回以上のアンケート調査を実施し、いじめの未然防止と早期対応に向けた取組を充実させる。

また、児童生徒がいじめの問題を起こす背景には、自分だけでは対処できないような複雑で多様な悩みや不安を抱えている状況が考えられる。こうした状況を早期に発見し対応するため、各校に配置されたスクールカウンセラー等を活用し、各学校の教育相談体制の充実を図る。

いじめへの対処については、校長のリーダーシップのもと、学校におけるいじめの防止等の対策のための組織を中核として、教職員が一丸となって取り組むことが大切である。その際、早急な対応を図るとともに、学校だけでは解決が難しい問題については、いなべ市教育委員会と連携するとともに、三重県教育委員会へ必要に応じて、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー及び生徒指導特別指導員の派遣を要請するとともに、学識経験者等の専門家とも連携して、問題解決に向け支援する。

こうした外部人材の派遣を活用し、児童生徒の心のケアに努めるとともに、教職員が子どもと向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいけるよう支援するとともに、いじめを受けた児童生徒を守ることや、いじめを行った児童生徒を指導するために必要な措置を速やかに講じる。

また、児童生徒の携帯電話やインターネットの正しい利用方法や危険性についての理解を深め、インターネットを利用するための情報モラル教育（知識及び技能の向上）に注力するとともに、問題のある書き込みを監視及び削除する取組を行う。

以上のことについて、主な具体的な取組は以下のとおりとする。

〈いじめの早期発見に関わること〉

- 各学校において、年間3回以上のアンケート調査に加え、面談等を実施する。なお、アンケートの実施に当たっては、適切に児童生徒の声を把握できるよう回収方法等プライバシーに十分配慮する。
- 学校の取組状況について、市内一斉に調査を実施する。
- スクールカウンセラー等の配置による教育相談体制の充実を図る。
- 学校における児童生徒の情報モラル教育を推進し、児童生徒間のインターネット上のトラブルの早期発見を図る。
- 各相談窓口との連携を図り、相談体制を充実する。

〈いじめへの対処に関わること〉

- いじめの問題等において、学校だけでは対応することが難しい事案への的確な対応や、早期解決へ向けての支援を実施する。（指導主事の派遣等）
- 生徒指導や非行防止に専門的な知識や経験を有する「生徒指導特別指導員」を派遣し、学校や児童生徒又は保護者に対する生徒指導上の問題行動に対して、未然防止、立ち直り支援及び被害者支援を実施する。
- 学校だけでは解決が難しい問題に対応するため、三重県教育委員会と連携し、スクールソーシャルワーカー又はスクールカウンセラーや生徒指導特別指導員等の専門家等の派遣を要請する。
- 必要に応じて、警察等関係機関との連携を図り、問題解決に努める。

4 いなべ市立学校が実施するいじめの防止等に関する施策

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、国の基本方針、本方針を参考にして、どのようにいじめ防止等の取組を行うかについての基本的な方向や、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）として定める。

学校基本方針には、いじめ防止のための取組、早期発見及び早期対応の在り方、いじめへの対処とそれらに係る教育相談体制、生徒指導体制、校内研修の在り方を定める。

また、児童生徒とともに、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、学校基本方針の策定に際し、いじめの防止等について児童生徒が主体的かつ積極的に参加できるよう留意する。

(2) いじめ問題対策校内委員会の設置

学校には、法第22条により、いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ問題対策校内委員会」（以下「校内委員会」という。）を置くものとする。

校内委員会は、学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって中核

となる役割を担う。校内委員会は、当該学校の複数の教職員に加え、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教育及び警察官経験者等外部専門家等を構成員に加えて対応することにより、より実効的ないじめの問題の解決に取り組むことが大切である。構成員については、必要に応じて教育委員会が紹介する等支援を行う。

主な役割としては、以下のとおりとする。

- 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成と実行及び改善の中核としての役割
- いじめの相談及び通報の窓口としての役割
- いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録及び共有化を担う役割
- いじめの疑いに関する情報があったときには、緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制及び方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核を担う役割

また、校内委員会を構成する法第22条の「当該学校の複数の教職員」については、学校の管理職や生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭、学級担任や部活動指導に関わる教職員等から、組織的対応の中核として機能する体制を、学校の実情に応じて決定する。また、校内委員会は、個々のいじめの事案に応じて、関係の深い教職員を追加するようにするなど、柔軟な組織とする。

なお、法第28条第1項に規定する重大事態の調査のための組織について、学校がその調査を行う場合は、校内委員会を母体としつつ、当該事案の性質に応じて適切な専門家を加える等の方法によって対応する。

(3) 学校におけるいじめの防止等に関する措置

ア いじめの防止

いじめは、どの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。未然防止の基本として、児童生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加及び活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係及び学校風土をつくる。

また、教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

児童生徒のインターネット上のいじめの防止については、携帯電話やインターネットの正しい利用方法や危険性についての理解を深め、インターネットを利用するための情報モラル教育（知識及び技能の向上）を推進する。

イ いじめの早期発見

いじめの早期発見のため、日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒と向き合うことにより、児童生徒が示す変化や危

険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、定期的なアンケート調査に加え教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に組織的に取り組む。

ウ いじめに対する措置

いじめの発見又は通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害児童生徒を守り通すとともに、加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関及び専門機関との連携の下で取り組む。

また、犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる事案については、警察に相談又は通報するなど、十分な連携を図る。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態とは

いじめによる重大事態とは、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断し、①「いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める場合」や②「いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める場合」をいう。（法第28条）

①については、例えば、児童生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合などのケースが想定される。

また、②における「いじめにより相当の期間学校を欠席する」ことについては、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間連続して欠席しているような場合には、その目安にかかわらず教育委員会又は各学校の判断による。さらに、児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとす。

(2) 報告（第1報）

学校において重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会へ報告する。報告を受けた教育委員会は、市長に報告するとともに、その事案の調査を行う主体等について判断する。

教育委員会は、速やかに三重県教育委員会へ報告するとともに、必要に応じて問題解決を図るための人的支援や調査組織に係る専門家の紹介を求めるなどの支援を要請し、連携を図る。

(3) 調査の組織

教育委員会又は学校は、重大事態に係る調査を行うため、速やかに調査のための組織を設け、事実関係を明確にするための調査を行う。（法第28

条)

教育委員会が調査主体となる場合は、教育委員会の下に置く「いなべ市いじめ問題対策審議会」が調査を行う。また、必要に応じて、いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者が「同審議会」に参加する。

学校が調査主体となる場合は、法第22条に基づき学校に設置する「いじめ問題対策校内委員会」を、調査組織の母体とする。なお、その際には、教育委員会が指導及び助言を行う。

(4) 調査

この調査は、民事及び刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでなく、事実に向き合うことで重大事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。教育委員会及び学校は、「いじめ問題対策審議会」等に対して積極的に資料を提供する。

具体的には、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景や事情、児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校や教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。その際には、因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。

また、児童生徒が自殺等により亡くなった場合については、詳しい調査を行うに当たり、事実の分析評価等に高度の専門性を有する場合や、遺族が教育委員会の主体となる調査を望まない場合等、必要に応じて第三者による実態把握を進める。

ア いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめられた児童生徒から十分に聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等を行う。その際には、いじめられた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先として調査を実施する。

また、調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童生徒の背景をつかんで指導を行い、いじめの行為を止めさせる。さらには、いじめられた児童生徒の事情や心情を聴取し、本人の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰への支援や学習支援等を行う。

イ いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

いじめられた児童生徒の保護者からの要望や意見を十分に聴取した上で、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等に着手する。

ウ 児童生徒の自殺という事態が起こった場合

自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、遺族の気持ちに十分配慮しながら、その死に至った経過を検証し、再発防止策を構ずる。

(5) 調査結果の提供及び報告

教育委員会は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか等）について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。

これらの情報の提供に当たって、教育委員会は他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮して適切に提供する。

また、質問紙調査の実施により得られた結果については、いじめられた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ちその旨を調査対象となる在籍児童生徒やその保護者に説明する等の措置が必要であることを留意する。

調査結果については、市長に報告する。さらに、上記の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添える。

(6) 再調査

上記(5)における調査結果の報告を受け、市長は当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第28条第1項の規定による調査の結果についての調査(以下「再調査」という。)を、専門的な知識又は経験を有する第三者等の知見を活用して実施するものとする。(法第30条)

なお、この附属機関は、教育委員会の下に置くものとは別に置くものとする。

また、再調査の結果を踏まえ、当該再調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講じる。

さらに、法第30条の規定による再調査を行ったときは、その結果を議会に報告する。(法第30条3項)

6 三重県教育委員会との連携及び支援要請

(1) いじめの未然防止、早期発見、いじめへの対処

学校の教職員は、三重県教育委員会の開催する研修会や教育委員会を対象とした合同会議に参加して、いじめの問題に対する対応や未然防止の取組について共通理解を図る。

また、学校は、必要に応じて、教育委員会及び学校の取組状況、児童生徒の状況について、情報を提供し必要な助言を受ける。

さらに、学校だけでは対応することが難しい事案に対しては、スクールカウンセラーや生徒指導特別指導員、スクールソーシャルワーカーの派遣を、必要に応じて三重県教育委員会に要請する。

(2) 重大事態への対応

法第28条に規定された重大事態が発生した場合、教育委員会は、学校の要請を受け、又は必要に応じて、問題解決を図るための人的支援や調査組織に係る専門家の紹介を依頼する等の支援を三重県教育委員会に要請する。
(法第33条)

7 その他重要事項

教育委員会は、学校における「いじめ防止基本方針」の策定について、必要に応じて指導及び支援するとともに、策定状況を確認する。